



県 章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月26日

第678号

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

## ○ 規 則

※滋賀県収入証紙規則等を廃止する規則(管理課) .....	1
※滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(子育て支援課) .....	7
※滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則(子育て支援課) .....	7
※滋賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(中小企業支援課) .....	7
※滋賀県立農業大学校学則の一部を改正する規則(みらいの農業振興課) .....	7

## ○ 告 示

※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課) .....	8
やな漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課) .....	8
道路区域の変更(道路保全課) .....	9

## ○ 公 告

令和8年度滋賀県立総合保健専門学校学生二次募集公告(医療政策課) .....	9
所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告(農政課) .....	11
公共測量実施公告(用地事業支援課) .....	12
公共測量変更公告(用地事業支援課) .....	13
公共測量終了公告(用地事業支援課) .....	13
一般競争入札の公告(下水道課) .....	14

## ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(甲賀、湖北) .....	16
--	----

## ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(東近江) .....	17
-----------------------------	----

## ○ 公安委員会告示

※船舶の航行に関する制限の指定の一部改正(地域課) .....	17
---------------------------------	----

## ○ 病院事業庁公告

落札者決定の公告 .....	17
----------------	----

## ○ 正 誤

令和7年12月19日付け第676号環境影響評価書の縦覧公告中 .....	18
--------------------------------------	----

## 規 則

滋賀県収入証紙規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第65号

**滋賀県収入証紙規則等を廃止する規則**

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 滋賀県収入証紙規則(昭和53年滋賀県規則第20号)
- (2) 滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則(昭和37年滋賀県規則第59号)
- (3) 滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則(昭和35年滋賀県規則第24号)

**付 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(滋賀県収入証紙規則の廃止に伴う経過措置)
- 2 滋賀県収入証紙条例を廃止する条例（令和7年滋賀県条例第15号。以下「廃止条例」という。）付則第2項の規定により同項に規定する収入証紙（この規則による廃止前の滋賀県収入証紙規則（以下「旧証紙規則」という。）第1条に規定する証紙に限る。以下「旧証紙」という。）を返還して現金の還付を受けようとする者は、当該旧証紙に滋賀県収入証紙返還・還付請求書（廃止条例付則第2項用）（付則別記様式第1号）を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 廃止条例付則第2項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）は、廃止条例付則第3項の規定により旧証紙を県に返還したときは、当該旧証紙の額面金額の総額から旧証紙規則第11条第1項または第2項の規定の例により算定したこれらの項に規定する手数料の額に相当する額を控除した額の還付を受けることができる。
- 4 廃止条例付則第3項および前項の規定により旧証紙を返還して現金の還付を受けようとする売りさばき人は、当該旧証紙に滋賀県収入証紙返還・還付請求書（廃止条例付則第3項用）（付則別記様式第2号）を添えて知事に提出しなければならない。
- 5 この規則の施行前に売りさばき人が買い受けた旧証紙に係る旧証紙規則第11条第1項および第2項に規定する手数料の支払については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行前に指定金融機関が交付を受けた旧証紙の売りさばきに係る当該売りさばいた旧証紙の額面金額の総額の報告、代金の納付および当該指定金融機関に対する支払については、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行前に県の機関の長が旧証紙規則第9条の規定により交付を受けた旧証紙の売りさばきに係る収納については、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行前に指定金融機関が交付を受けた旧証紙の売りさばき状況の報告については、なお従前の例による。
- 9 この規則の施行前に旧証紙規則第17条第1項に規定する課、事務局または地方機関の長が受理した旧証紙規則第3条に規定する証紙貼付書類の受理実績の報告および保存については、なお従前の例による。  
(滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の廃止に伴う経過措置)
- 10 廃止条例付則第2項の規定により同項に規定する収入証紙（この規則による廃止前の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則（以下「旧警察証紙規則」という。）第1条に規定する証紙に限る。以下「旧警察証紙」という。）を返還して現金の還付を受けようとする者は、当該旧警察証紙に滋賀県警察関係事務手数料収入証紙返還・還付請求書（付則別記様式第3号）を添えて知事に提出しなければならない。
- 11 この規則の施行前に売りさばき人が交付を受けた旧警察証紙に係る受払いの報告および当該報告に基づく収入調定手続については、なお従前の例による。
- 12 この規則の施行前に売りさばき人が売りさばいた旧警察証紙に係る代金の納付については、なお従前の例による。
- 13 この規則の施行前に売りさばき人が売りさばいた旧警察証紙に係る旧警察証紙規則第16条第1項に規定する売りさばき手数料の交付については、なお従前の例による。
- 14 この規則の施行前に受理した旧警察証紙規則第20条第1項に規定する証紙貼付書に係る貼付の実績の報告および当該証紙貼付書の保存については、なお従前の例による。  
(滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則の廃止に伴う経過措置)
- 15 廃止条例付則第2項の規定により同項に規定する収入証紙（この規則による廃止前の滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則（以下「旧計量法証紙規則」という。）第1条に規定する証紙に限る。以下「旧計量法証紙」という。）を返還して現金の還付を受けようとする者は、当該旧計量法証紙に滋賀県計量法関係手数料収入証紙返還・還付請求書（付則別記様式第4号）を添えて知事に提出しなければならない。
- 16 この規則の施行前に売りさばき人が交付を受けた旧計量法証紙に係る受払いの報告については、なお従前の例による。
- 17 この規則の施行前に売りさばき人が売りさばいた旧計量法証紙に係る代金の納付については、なお従前の例による。
- 18 この規則の施行前に売りさばき人が売りさばいた旧計量法証紙に係る旧計量法証紙規則第13条第1項に規定する証紙売りさばき手数料の交付については、なお従前の例による。

## 付則別記

様式第1号(付則第2項関係)

## 滋賀県収入証紙返還・還付請求書(廃止条例付則第2項用)

年　月　日

(宛先)

滋賀県知事

住所

氏名(法人その他の団体にあっては、その名称および代表者氏名)

電話番号

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例付則第2項の規定により、証紙を返還し、現金の還付を請求します。

記

請求金額		円			
証紙種別	枚数	金額	証紙種別	枚数	金額
1円	枚	円	500円	枚	円
5円			1,000円		
10円			3,000円		
50円			5,000円		
100円			10,000円		
200円			20,000円		
300円			50,000円		
合計					

振込先

金融機関名				支店等名				
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

注1 請求金額欄には額面額合計を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第2号(付則第4項関係)

滋賀県収入証紙返還・還付請求書(廃止条例付則第3項用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所

氏名(法人その他の団体にあっては、その名称および代表者氏名)

電話番号

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例付則第3項および滋賀県収入証紙規則等を廃止する規則付則第3項の規定により、証紙を返還し、現金の還付を請求します。

記

請求金額 ①						円
手数料相当額 ②						円
差引還付額 ①-②						円
証紙種別	枚数	金額	証紙種別	枚数	金額	
1円	枚	円	500円	枚	円	
5円			1,000円			
10円			3,000円			
50円			5,000円			
100円			10,000円			
200円			20,000円			
300円			50,000円			
合 計						

振込先

金融機関名				支店等名				
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

注1 請求金額欄には額面額合計を、手数料相当額欄には返還に係る証紙の既手数料受領額を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第3号(付則第10項関係)

## 滋賀県警察関係事務手数料収入証紙返還・還付請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所

氏名(法人その他の団体にあっては、その名称および代表者氏名)

電話番号

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例付則第2項の規定により、証紙を返還し、現金の還付を請求します。

記

請求金額		円			
証紙種別	枚数	金額	証紙種別	枚数	金額
10円	枚	円	600円	枚	円
20円			700円		
40円			800円		
50円			900円		
100円			1,000円		
200円			2,000円		
300円			5,000円		
400円			10,000円		
500円			合 計		

振込先

金融機関名	支店等名		
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注1 請求金額欄には額面額合計を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第4号(付則第15項関係)

## 滋賀県計量法関係手数料収入証紙返還・還付請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所

氏名(法人その他の団体にあっては、その名称および代表者氏名)

電話番号

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例付則第2項の規定により、証紙を返還し、現金の還付を請求します。

記

請求金額		円			
証紙種別	枚数	金額	証紙種別	枚数	金額
1円	枚	円	500円	枚	円
5円			1,000円		
10円			5,000円		
50円			10,000円		
100円			50,000円		
合 計					

振込先

金融機関名				支店等名					
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

注1 請求金額欄には額面額合計を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第66号

**滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県児童福祉法施行細則(昭和61年滋賀県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第23条中「保育士試験」の右に「(法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験を含む。)」を加える。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第67号

**滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則(平成18年滋賀県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第6号ヶ中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)」に改める。

第11条第4号中「保育士」の右に「(児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加える。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第68号

**滋賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則**

滋賀県中小企業高度化資金貸付規則(平成2年滋賀県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に改める。

第5条第5項第3号中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

別表下請振興事業計画承認グループ事業の項中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改める。

**付 則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

滋賀県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第69号

**滋賀県立農業大学校学則の一部を改正する規則**

滋賀県立農業大学校学則(昭和63年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項の表一括払の項中「4月15日(第1学年にあつては、同月26日)」を「4月26日」に改め、同表分割払の項を次のように改める。

分 割 扟	4月分 4月26日 5月分から12月分まで 各月15日 1月分から3月分まで 1月15日
-------	--

第31条中「15日」の右に「(4月分の受講料にあつては、4月26日)」を加え、同条に次のただし書きを加える。  
ただし、校長が別に定めるところにより、校長に申し出て、1年分の受講料を一括して納めることができる。

「別表中 法律 1 16  
英語 1 16」を「法 1 16」に、

「倫理I」を「キャリアデザインI」に、「倫理II」を「キャリアデザインII」に、

「情報処理I 1 16  
地理 1 16」を「情報処理I 1 16」に、

「11」を「9」に、「192」を「160」に、

「6次産業化農業 2 32」を「6次産業化農業 1 16」に、

「環境と農業 2 32」を「環境と農業 1 16  
みどり戦略I 1 16  
みどり戦略II 1 16」に、

「農産物生産管理(GAP)」を「農産物生産管理」に、「47」を「46」に、「1,232」を「1,264」に、

「52 1,392」を「51 1,424」に、「103」を「100」に改める。

#### 付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後に養成科に入学する学生について適用し、同年3月31日において養成科に在学する学生については、なお従前の例による。

#### 告 示

##### 滋賀県告示第455号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱（昭和59年滋賀県告示第211号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条第7号および第8号を次のように改める。

- (7) 委託事業者 受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第2条第4項に規定する委託事業者をいう。
- (8) 中小受託事業者 受託中小企業振興法第2条第5項に規定する中小受託事業者をいう。

別表第4項の表手形・電子記録債権割引の項資金使途の欄中「親事業者から下請代金」を「委託事業者から製造委託等代金」に改め、同項融資対象者の欄中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改める。

#### 付 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

##### 滋賀県告示第456号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第5号に規定するやな漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和7年12月26日から施行する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
やな漁業	2者(ただし、操業区域ごとに1者とする。)	—	—	1 長浜市大井町地先姉川JR橋下流340メートルの地点から下流80メートルの地点までの区域 2 長浜市唐国町地先田川の上流側カルバート入口の上流3メートルの地点から上流50メートルの地点までの区域	2月1日 から12月 15日まで	許可を受けようとする区域で現にやな漁業の許可を受けている漁業生産組合であること。

2 申請期間 令和7年12月26日から令和8年1月26日まで

## 滋賀県告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年12月26日から令和8年1月19日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の 種 類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の 前後の 別	敷地 の 幅員	延長	備考
県道	大津能登川長浜線	草津市岡本町字南平467番14地先から 草津市大路二丁目字新屋敷95番1地先まで	変更後	最小 4.1m 最大 78.6m	7339.7m	道路改良工事 (バイパス) に伴う道路区域の変更 重用路線 六地蔵草津線 L=2084.3m
			変更前	最小 4.1m 最大 78.6m	7339.7m	川辺御園線 L=2043.5m
				最小 11.9m 最大 40.0m	4091.7m	

公 告

## 令和8年度滋賀県立総合保健専門学校学生二次募集公告

令和8年度滋賀県立総合保健専門学校学生を次のとおり二次募集する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 一般試験

## (1) 対象学科および二次募集人員

課程	学科	一般入学二次募集人員
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち若干名

## (2) 修学年限

課程	学科	修業年限
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	3年

## (3) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）
- イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）
- ※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(?)から(?)までのいずれかに該当する者である。
- (?) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (ウ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (エ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
- (オ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (カ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (キ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (ク) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの（事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。）

## (4) 出願手続

- ア 受付期間は令和8年1月15日(木)から令和8年1月23日(金)まで（土曜日および日曜日を除く。）とし、受付時間は8時45分から17時までとする。  
郵送の場合は、令和8年1月23日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。
- イ 入学志願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料9,800円（本校受付の場合は現金、郵便為替またはキャッシュレス、郵送の場合は郵便為替とすること。）を添えて、滋賀県立総合保健専門学校（〒524-0022 守山市守山五丁目4-10）に提出すること。
- ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

## (5) 出願書類

- ア 入学願書（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- イ 入学試験受験票（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- ウ 受験写真票（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 合否通知書送付用宛名票（所定の用紙）
- キ 入学試験受験票送付用封筒（所定の封筒）
- (6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

## ア 学力試験科目

課程	学科	試験科目
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	現代の国語・言語文化、数学Iおよび小論文

注 現代の国語・言語文化については、古文および漢文の範囲を除く。

## イ 適性検査

## (8) 入学者選考試験

## ア 試験日時および科目

年月日	学科	時間 および科目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和8年 2月4日 (水)	歯科衛生学科	受付	現代の国語・ 言語文化	数学I	小論文	適性検査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和8年2月26日(木)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁判の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁判の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 野洲市堤字三間2677番および野洲市堤字三間2677番1
- (2) 地目 畑
- (3) 面積 86m<sup>2</sup>および171m<sup>2</sup>
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

## 2 申請に係る農地の利用の現況 かつて所有者の自作農地であり、所有者死亡以後は耕作の目的に供されていなかったが、現況の確認により、再生利用が可能な農地である。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者に遊休農地解消作業を委託し、作業完了後、同人に申請農地を貸し付け、野菜および果樹の栽培を行う。

## 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画において担い手が位置づけられていないが、借受希望者の確保が確実と見込まれることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める遊休農地解消対策事業の運用について第2条の基準に適合し、当該農地が、再生利用可能な状態に回復した後は、同基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条に定める農地中間管理権を取得する農用地の基準に適合するものである。

## 5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和8年3月1日
- (2) 存続期間 10年2か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 20円

## 6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和8年1月9日(金)
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代

表者の氏名)

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨およびその理由
- カ その他参考となるべき事項

---

**所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告**

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 野洲市吉川字琵琶5337番
- (2) 地目 畑
- (3) 面積 143m<sup>2</sup>
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 かつて所有者の自作農地であり、所有者死亡以後は耕作の目的に供されていなかつたが、借受希望者が農地中間管理事業により隣接地を利用していることに鑑み、当該借受希望者により耕作可能な状態に回復したうえで利用を開始する予定である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者に申請農地を貸し付け、野菜および果樹の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画区域内の農地であり、当該農地の借受希望者が当該農地を担う者とする当該地域計画の変更が確実と見込まれたことから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和8年3月1日
- (2) 存続期間 5年2か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 5円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和8年1月9日(金)
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨およびその理由
- カ その他参考となるべき事項

---

**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があつた。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

- 2 作業の地域 近江八幡市安土町大中  
3 作業の期間 令和7年11月19日から令和8年5月13日まで

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)  
2 作業の地域 守山市金森町  
3 作業の期間 令和7年12月10日から令和8年2月27日まで

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)  
2 作業の地域 大津市堅田二丁目  
3 作業の期間 令和7年12月15日から令和8年1月30日まで

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 田島 一成から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基盤地図データ更新)  
2 作業の地域 彦根市高宮町、彦富町、平田町、野瀬町、大堀町、佐和町、大橋町、開出今町、船町、清崎町、大藪町  
3 作業の期間 令和7年12月16日から令和8年3月23日まで

#### 公共測量変更公告

令和7年7月18日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、農林水産省近畿農政局東近江農地整備事業所長中野 裕嗣から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、用地測量)  
2 作業の地域 東近江市芝原町、柴原南町、東今崎町、今崎町、今堀町、聖和町、沖野二丁目、沖野三丁目  
3 作業の期間  
変更前 令和7年5月21日から令和7年10月22日まで  
変更後 令和7年5月21日から令和8年3月1日まで

#### 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日野町長 堀江 和博から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)  
2 作業の地域 蒲生郡日野町佐久良  
3 作業の終了日 令和7年12月10日

**公共測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 守山市金森町
- 3 作業の終了日 令和7年11月28日

**一般競争入札の公告**

令和8年度における琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター都市ガス供給業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

**1 入札に付する事項**

- (1) 業務名および数量 令和8年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター都市ガス供給業務 一式
- (2) 業務の内容等 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターにおける都市ガスの供給業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
- (3) ガス供給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日について、定例検針日に合わせて変動するものとする。)。なお、契約日からガス供給期間の始期までの間に事前準備を要するものとする。
- (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター(草津市矢橋町字帰帆2108番地)

**2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。**

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目 大分類: 物品 中分類: 燃料・油脂・電力 小分類: 都市ガス

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は隨時受け付けるが、審査および登録に時間要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者  
イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者  
ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者  
エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者  
オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (6) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。  
イ 入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。  
ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

**3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。**

## (1) 必要とする書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
- ウ ガス事業法第3条の規定に基づくガス小売事業者としての登録が確認できる書類
- エ 適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類
- オ 誓約書

(2) 提出期間 令和7年12月26日(金)から令和8年1月22日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 提出場所および提出方法 滋賀県南部流域下水道事務所 〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和8年1月27日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和8年1月30日(金)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)。

なお、説明を求められた場合は、令和8年2月6日(金)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県南部流域下水道事務所 〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 電話 077-564-1900

(2) 契約条項を示す期間 令和7年12月26日(金)から令和8年2月5日(木)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

## (5) 入札書の受領期限

ア 受領期限 令和8年2月5日(木)16時までに(1)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(6) 開札の日時および場所 令和8年2月6日(金)10時 湖南中部浄化センター 管理棟3階会議室 草津市矢橋町字帰帆2108番地

なお、入札参加者またはその代理人が開札への立会いを希望する場合は、開札に立ち会うことができる。(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)

## 6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定の判断には入札書の入札金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。

## 7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 8 契約書の作成の要否 要

## 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased:Commissioned service for city gas at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline : 16:00, January 22, 2026
- (3) Bid submission deadline : 16:00, February 5, 2026
- (4) For further information, contact : Shiga Prefectural Government Southern Regional Sewerage Office, 2108 Aza Kihan, Yabase-cho, Kusatsu City, Shiga 525-0066 Japan TEL 077-564-1900

#### 健康福祉事務所告示

##### 滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年12月26日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
らくほう	甲賀市甲南町新治2088番地	合同会社楽峰 代表社員 福山茂徳	甲賀市甲南町新治2088番地	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2571401229	令和7.12.31

##### 滋賀県湖北健康福祉事務所告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年12月26日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
有限会社ケアサービスほっとみるく居宅介護支援事業所	長浜市八島町1519-7	有限会社ケアサービスほっとみるく 代表取締役 速水和哉	長浜市木尾町328	訪問介護	2570300398	令和7.11.30

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、能登川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年12月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理事	谷 口 哲 雄	東近江市阿弥陀堂町437番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理事	田 邊 美 紀	彦根市甲崎町74番地

## 公安委員会告示

## 滋賀県公安委員会告示第158号

昭和48年滋賀県公安委員会告示第48号(船舶の航行に関する制限の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

表中「草津市南山田町南山田橋、同市矢橋町矢橋帰帆島岸、同市新浜町新浜橋」を「県道近江八幡大津線帰帆北橋、草津市矢橋町矢橋帰帆島岸、県道近江八幡大津線帰帆南橋」に改め、東海旅客鉄道株式会社新幹線の瀬田川橋りようの部分のうち、同橋りようの東から数えて3本目の橋脚から4本目の橋脚までの間の瀬田川の水域の項中「禁止する。」の右に「ただし、救助および消防ならびに橋りようの管理に供するものを除く。」を加え、「国道1号線」を「国道1号」に、「県道大津信楽線瀬田川大橋」を「大津能登川長浜線瀬田唐橋」に、「高速自動車国道中央自動車道の瀬田川橋りよう」を「高速自動車国道中央自動車道西宮線瀬田川橋」に改める。

## 付 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。

## 病院事業庁公告

## 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和7年12月26日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 パーチャルスライドスキャナ 一式

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

- 3 落札者を決定した日 令和7年11月12日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 宮野医療器株式会社 京都営業所 京都府京都市南区上鳥羽南中ノ坪町20番地
- 5 落札金額 49,170,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年10月17日(金)

正

誤

令和7年12月19日付け第676号環境影響評価書の縦覧公告中

ページ	行	誤	正
13	20	愛知郡愛荘町安孫子72番地	愛知郡愛荘町愛知川72番地